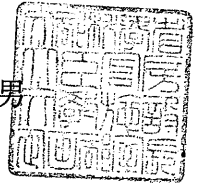


写

20 施施企第 17 号
平成 20 年 10 月 1 日

大臣官房会計課長
大臣官房文教施設企画部長
国立教育政策研究所長
科学技術政策研究所長 殿
日本学士院長
文化庁長官

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課契約情報室長 山川 昌男



工事請負契約基準第 25 第 5 項の運用の拡充について（通知）

「文部科学省発注工事請負等契約規則」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学省訓令第 22 号）の別記第 1 号「工事請負契約基準」（以下「工事請負契約基準」という。）第 25 第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用につきましては、「工事請負契約基準第 25 第 5 項の運用について」（平成 20 年 7 月 1 日付け 20 施施企第 11 号大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知。以下「運用通知」という。）により定めたところです。

しかしながら、その後の経済情勢をかんがみると、地域や工事の内容によっては、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められます。このため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしましたので、的確に運用していただくようお願いいたします。

この通知は、平成 20 年 10 月 1 日から適用します。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通知に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。

なお、この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

工期の末日がこの通達の施行日以降で平成21年1月15日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年11月15日までの場合は、これを行うことができるものとする。

担当 施設企画課契約情報室契約係
電話 03-5253-4111 (内線2308)